

出先施設ネットワーク再構築業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和6年度

浦安市 総務部 情報政策課

## 1 趣旨

本募集要項は、出先施設ネットワーク再構築業務委託の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

## 2 概要

### (1) 件名

出先施設ネットワーク再構築業務委託

### (2) 業務内容

「出先施設ネットワーク再構築業務委託 提案依頼書」のとおり。

### (3) 履行期間

令和6年7月（予定）から令和7年1月31日まで

### (4) 委託上限額

出先施設ネットワーク再構築業務委託経費上限額

31,336,364円（税抜）

34,470,000円（税込） 以内とする。

その他の費用は下記の通りである。

保守業務委託経費上限額：月額693,000円（税込）以内。

出先施設ネットワーク構築機器上限額：60,654,000円（税込）以内。

（5年総額・リース料率込み）

- ・本案件の契約受託者（以下、「受託者」という。）が受託後に機器の設置箇所や台数等を精査する。台数や構成を市と決定した後、市が「出先施設ネットワーク再構築業務委託」とは別に一般競争入札を執行し、機器を調達する。
- ・機器発注に関しては、受託者と協議後、製品指定発注による入札を執行する。
- ・機器設定に関しては、本案件の範囲内とする。
- ・保守に関しては、受託者と運用開始前までに運用方法等を確定し、別途随意契約を締結する。その際、見積書で提示のあった金額以内で契約するものとする。
- ・上記の出先施設ネットワーク再構築業務委託経費の他、保守業務委託経費、出先施設ネットワーク構築機器費用についても価格点に反映することとする。

### (5) 履行場所

浦安市役所庁舎内及び出先施設

### (6) 事務局

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市総務部情報政策課

TEL : 047-712-6145

Email : johos@city.urayasu.lg.jp

### 3 応募者の参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

なお、プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時まで資格登録の申請をすること。
- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続期中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は第二項で定めた各年度における限度額内であること。
- (8) I SMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。
- (9) 提案依頼書「別紙 4 機能要件一覧」の内、必須項目に「対応不可」がないこと。

### 4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 6 年	5 月 21 日 (火)
質問の締切	令和 6 年	5 月 31 日 (金) 午後 3 時
質問への回答	令和 6 年	6 月 6 日 (木)
参加申込及び提案書類の受付期間	令和 6 年	6 月 6 日 (木) から
	令和 6 年	6 月 18 日 (火) 午後 5 時まで
第一次審査結果の通知	令和 6 年	6 月 25 日 (火) 予定
第二次審査ヒアリングの実施	令和 6 年	7 月 5 日 (金) 予定
審査結果の公表	令和 6 年	7 月初旬 予定
契約協議・契約の締結	令和 6 年	7 月中旬 予定

## 5 応募手続

### (1) 募集要項の公表

本募集要項に基づき、募集要項の公表期間は令和6年5月21日（火）から令和6年6月18日（火）までとする。

### (2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「出先施設ネットワーク再構築業務委託公募型プロポーザル応募様式集」（以下「資料1」という。）の様式1質問書に必要事項を記入し、3担当課等で示したメールアドレスにEメールで提出する。

イ 質問の受付期間は、令和6年5月21日（火）から令和6年5月31日（金）午後3時までとする。

ウ 質問への回答は令和6年6月6日（木）に浦安市公式ホームページへ掲載する。

### (3) 参加申込及び提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。

#### ア 受付期間

令和6年6月6日（木）から令和6年6月18日（火）（土日を除く。）

#### イ 受付時間

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

#### ウ 提出先

浦安市総務部情報政策課

#### エ 提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。なお、提出した書類は審査終了後、本市において破棄するものとする。ただし、希望者には返却する。また、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

#### オ 提出書類

提出書類については、全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とし、応募様式集のとおり作成し、9部（正本1部、副本8部）提出すること。

また、電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧、見積指定書式はExcel形式とし、その他の部分はAdobe社のPDFとする。

#### カ 提出部数

原本1部 コピー8部

電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧、出力物要件一覧、見積指定書式はExcel形式とし、その他の部分はAdobe社のPDFとする。

#### (4) ヒアリングの実施

(第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。)

##### ア 実施日時等

令和6年7月5日(金)を予定日とする。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

##### イ 出席者

管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて4名以内とする。

##### ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明15分以内(プロジェクターの使用も可)、及び質疑応答15分程度の30分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

なお、冒頭の会社概要は省略し提案すること。

##### エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。(電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

## 6 提案の審査

### (1) 選定委員会

優先契約候補者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会の構成は次のとおり。

委員長	総務部長
委員	CIO補佐官
委員	外部審査委員
委員	総務部参事
委員	総務部次長
委員	総務部情報政策課長
委員	生涯学習部中央図書館長
(事務局 総務部情報政策課)	

### (2) 第一次審査(書類審査)

選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、応募書類を審査し、評価の高い上位5者程度を選定する。なお、応募者数が5者以下の場合、第一次審査は省略できるものとする。

### (3) 第二次審査(書類審査・ヒアリング)

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について審査を行い、最高点を獲得した応募者(提案点において、満点の70%以上を獲得した者に限る)を優先契約候補者として選定する。なお、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、価

格点が最も高い応募者を優先契約候補者として選定する。

#### (4) 選定結果の通知公表

- ・ 第一次審査の結果については、応募者に E メールで通知する。
- ・ 第二次審査の結果については、第二次審査対象者に E メールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市公式ホームページで公表する。

#### (5) 契約協議及び契約

- ア 市は、第二次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかにシステム構築業務等にかかる契約を行うものとする。
- イ 前項の協議が整わない場合は、第二次審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

### 7 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類については、本業務の契約が成立するまでは事業者選定委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とする。ただし契約成立後は受託事業者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 受託事業者にならなかった応募者の提出書類は、本市において破棄するものとする。ただし、希望者には返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

### 8 その他

- (1) 提案書に本市の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の実装がされていないものと判断する。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
  - ア 複数の提案をしたもの
  - イ 虚偽の記載をしたもの
  - ウ 談合等の不正行為があったとき
- (3) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (4) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。